新庄市青少年育成市民会議「地域青少年健全育成助成事業」実施要綱

(目的)

第1条 多様な青少年健全育成事業に要する経費を助成することにより、青少年健全育成の 気運を醸成し、青少年にとって健全な環境づくりの促進を図る。

(対象団体)

第2条 新庄市内の自治会及び子ども会又はそれらの連合組織など地域にかかわる団体とする。

(対象事業)

- 第3条 次に掲げる事業を実施するための経費を助成する。ただし、団体の運営費や懇親会 経費など、対象事業の実施に関して直接的な経費でないものには助成しない。
 - (1) 青少年の自立支援にかかわる事業
 - (2) 青少年のボランティア活動促進にかかわる事業
 - (3) 青少年の国際理解・交流にかかわる事業
 - (4) 青少年の非行防止にかかわる事業
 - (5) 異世代間の交流、明るい家庭づくりにかかわる事業
 - (6) その他会長が助成事業の目的に沿った内容であると判断した事業

(助成額)

第4条 助成額は、事業合計額の1/2以内とし、限度額を一団体あたり5万円以内とする。

(申請手続き)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、6月末日までに「事業助成金交付申請書」 (別記様式1)を会長に提出するものとする。
- 2 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(別記様式2)
 - (2) 事業にかかわる収支予算書(別記様式3)

(審査会の開催)

- 第6条 前条の申請があったときは、会長が指定する審査会を開催し、その審査会において、 交付の審議をし、対象となる事業を決定する。
- 2 審査会には市民会議の役員が参加する。

(実績報告)

第7条 助成を受けた団体は、助成事業を終了した日から起算して30日を経過した日又は

当該年度の3月31日のいずれか早い日までに「実績報告書」(別記様式4)を会長に提出 しなければならない。

- 2 実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告書(別記様式5)
 - (2) 事業にかかわる収支決算書(別記様式6)

(助成金の返還)

- 第8条 会長は、次の各号に掲げる場合には、助成金の全部又は一部の返還を交付団体に申 し出ることでき、交付団体はそれに従う。
 - (1) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき
 - (2) 書類の偽造など不正な行為があったとき
 - (3) その他、会長が助成金の交付を不適当と認めたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

この要綱は、平成23年5月18日に一部改正し施行する。